

国立市学童保育所条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市学童保育所条例の一部を改正する条例案

国立市学童保育所条例(平成8年12月国立市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。第10条において同じ。)」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。